



静岡労働局発表
平成29年7月18日(火)

【照会先】
静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 和田久
統括特別司法監督官 松永之男
(電話) 054 - 254 - 6352

報道関係者 各位

平成28年度の重大かつ悪質事案26件を送検

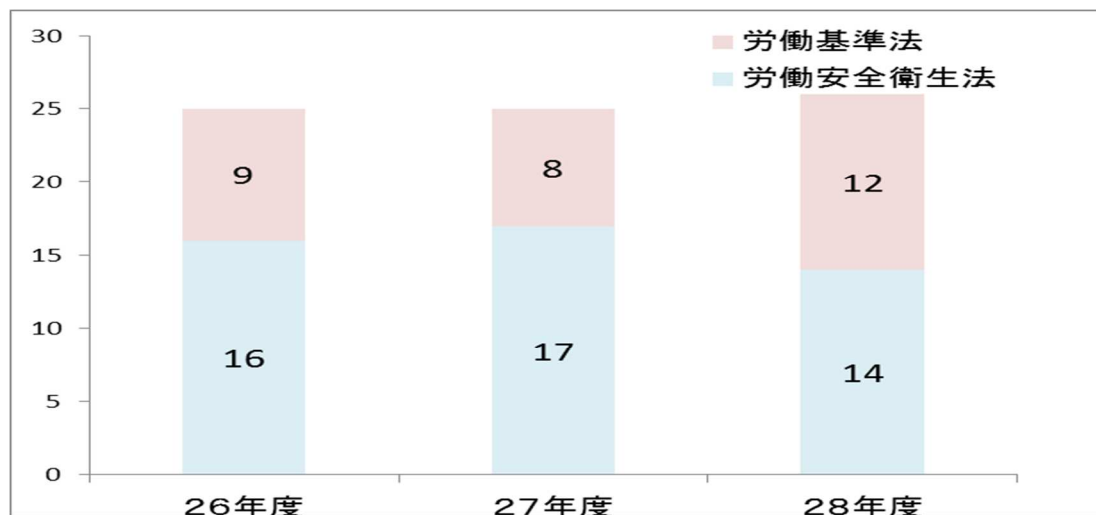
全送検件数の内、建設業が占める割合が最多。死亡等の重大な労働災害によるものが、約半数を占める。

静岡労働局(局長 高森洋志)では、静岡労働局と管下7労働基準監督署における平成28年度の司法事件処理状況を以下のとおり取りまとめました。

司法処分件数	26件(対前年比 +1件)
法令別内訳	
労働基準法等違反	12件(対前年比 +4件)
労働安全衛生法違反	14件(対前年比 3件)

労働基準監督署では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検(いわゆる「司法処分」)しています。

1 司法処分件数の推移



2 業種別・違反法別件数（平成28年度）

	業 種						計
	製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その 他	
労働基準法、最低賃金法関係	2	2	1	1	1	5	12
定期賃金不払（労基法第24条、最賃法第4条）		2		1	1	2	6
労働時間・休日（労基法第32条・35条・40条）	1					1	2
賃金不払残業（労基法第37条）							
その他	1		1			2	4
労働安全衛生法関係	3	9	0	0	0	2	14
作業主任者の選任等（安衛法第14条）		1					1
機械等危険防止（安衛法第20条）	1	1				1	3
墜落等危険防止（安衛法第21条・第31条）		5					5
就業制限（安衛法第61条）	1					1	2
労災かくし（安衛法第100条）		1					1
その他	1	1					2
合 計	5	11	1	1	1	7	26

（1）業種別推移

業種別では、建設業が最も多く11件で、次いで製造業が5件となっている。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
製 造 業	5	7	5
建 設 業	9	13	11
運 輸 交 通 業	1	0	1
商 業	4	1	1
接 客 娯 楽 業	1	1	1
そ の 他	5	3	7
総 件 数	25	25	26

（2）法令別推移

- ・法令別の司法処分件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が12件、労働安全衛生法違反事件が14件である。
- ・労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金不払」が6件、「労働時間・休日」が2件等となっている。
- ・労働安全衛生法違反の内容別では、「墜落等危険防止」が5件、「機械等危険防止」が3件、「就業制限」が2件等となっている。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
労働基準法等	定期賃金不払（労基法第24条、最賃法第4条）	5	4	6
	労働時間・休日（労基法第32条・35条・40条）	0	0	2
	賃金不払残業（労基法第37条）	1	2	0
	その他	3	2	4
	計	9	8	12
労働安全衛生法	作業主任者の選任等（安衛法第14条）	0	1	1
	機械等危険防止（安衛法第20条）	7	8	3
	墜落等危険防止（安衛法第21条・第31条）	3	4	5
	就業制限（安衛法第61条）	1	1	2
	労災かくし（安衛法第100条）	4	2	1
	その他	1	1	2
	計	16	17	14

（3）捜査の端緒

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では12件中7件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、死亡等の重大な労働災害を端緒とするものが14件中12件である。

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	労働基準法等	安全衛生法	合計	労働基準法等	安全衛生法	合計	労働基準法等	安全衛生法	合計
告訴・告発	6	1	7	2	0	2	7	0	7
告訴・告発以外	3	4	7	6	3	9	5	2	7
死亡等の重大な労働災害	0	11	11	0	14	14	0	12	12
総件数	9	16	25	8	17	25	12	14	26

3 今後の方針

静岡労働局及び管下7労働基準監督署では、今後も労働基準法、労働安全衛生法等の履行確保を図るため、重大・悪質な事案に対しては積極的に司法警察権を行使するなど厳正に対処していくこととしています。

平成28年度送検事例

1 労働時間

労働基準法第32条第1項違反

【事例】

警備業を営む使用者が、同社の労働者に対して、1か月間に90時間30分乃至99時間30分の時間外労働を行わせ、もって同社の締結する時間外労働に関する協定（1カ月45時間）の範囲を超える時間外労働を行わせたもの。

2 賃金不払

最低賃金法第4条第1項違反

【事例】

青果の卸売業を営む使用者が、同社の労働者に対して、1か月間の定期賃金合計約20万円を支払わず、そのため、静岡県最低賃金額（1時間783円（当時））以上の賃金を支払わなかったもの。

3 危険防止措置義務違反

労働安全衛生法第20条（労働安全衛生規則第158条）違反

【事例】

土木建築工事業を営む事業者が、工事現場において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルによる作業を行わせるに当たり、ドラグ・ショベルとの接触により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの。